

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特別措置法」という。）第二条第三項に規定する発電設備）（※）に係る課税標準の特例について、2年間延長する。 ※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備（再エネ特別措置法の認定に係るものを除く。自家消費型補助金の交付を受け取得した設備に限る。） <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 3/4（7/12～11/12） 1,000kW 未満 2/3（1/2～5/6） <p>（以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 20kW 以上 2/3（1/2～5/6） 20kW 未満 3/4（7/12～11/12） ・ 中小水力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 5,000kW 以上 2/3（1/2～5/6） 5,000kW 未満 1/2（1/3～2/3） ・ 地熱発電設備、 <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 1/2（1/3～2/3） 1,000kW 未満 2/3（1/2～5/6） ・ バイオマス発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 1万 kW 以上 2/3（1/2～5/6） 1万 kW 未満 1/2（1/3～2/3） <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。</p>	
関係条文	地方税法附則第15条第33項、同法施行規則附則第6条第58項～第64項	
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲1,778) [平年度] ー (▲1,778)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
		ページ 28-1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 第5次エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p> <p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、エネルギーミックスの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、再エネ特別措置法の適切な運用に加え、再エネ特別措置法における入札制度の導入・中長期目標の設定を通じたコスト低減の促進、技術や事業モデルの確立に向けた技術開発・実証、系統制約を克服するための関連制度の見直しなどの総合的な支援を行っているところ。</p> <p>上記の政策目的を達成し、再生可能エネルギーを我が国に根付いたエネルギーとしていくためには、これらの制度、予算、規制改革等の政策措置に加え、税制面での優遇措置により、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。</p> <p>具体的には、再生可能エネルギーの開発初期には、不具合への対処や様々な技術的調整により追加費用が発生するとともに、売電収入が得られないためにキャッシュフローのひっ迫が生じるところ、これが負担となって発電事業者の投資判断に負の影響を与えている。一方、再エネ特別措置法による支援は、売電収入により長期的な資金回収を担保するものであるため、こうした事業リスクには対応することができない。このため、本制度によって、事業者の初期のキャッシュフロー確保を直接支援することにより、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが重要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー
	政策の達成目標	エネルギーミックス（平成27年7月）に掲げられた、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標を踏まえ、電源毎の実態に即した再生可能エネルギーを最大限導入する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22～24%に向けて、適用対象年度において着実に再エネ設備の導入を促進する。
政策目標の達成状況	<p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030年度に22～24%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値</p> <p>2013年度 10.9%（3.5%） 2014年度 12.5%（4.6%） 2015年度 14.3%（5.9%） 2016年度 14.6%（7.0%） 2017年度 16.0%（8.1%）</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在16.0%（水力を除いて8.1%）であり、目標達成には、本税制措置により一層、再エネ導入を促進する必要がある。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和2年の適用件数：464件（見込み）</p> <p><推計方法> 太陽光発電設備については、平成30年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。その他の電源については、再エネ特別措置法の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、平成31年3月末までで累計4,781万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>平成27年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約7割が特例措置を活用したと回答している。FIT制度開始以降の導入量4,781万kWのうち、本措置の対象設備導入量（※）は2,655万kWであり、約1,859万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p> <p>（※）対象設備導入量4,781万kWから、太陽光発電設備導入量2,125万kW（10kW未満及び平成28年度以降の10kW以上太陽光発電設備導入量）を除いた数字</p>

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	○省エネ再エネ高度化投資促進税制（平成 30 年度～、先進的要件を満たす再生エネルギー発電設備及び付帯設備について初年度 20%の特別償却を講じる。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	○予算措置（令和元年度） 「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」 （50 億円、※環境省計上予算、経済産業省連携事業）
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○再エネ特別措置法による支援措置（固定価格買取制度等） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○財政投融资（日本政策金融公庫） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。
	要望の措置の 妥当性	平成 24 年 7 月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進み、平成 31 年 3 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は 4,781 万 kW（制度開始前と比較して約 2.3 倍）となっている。しかしながら、最も導入が進んだ太陽光発電においてもエネルギーミックスに対する導入進捗率は約 78%であり、導入が進んでいない地熱発電では約 37%にとどまるなど、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。 エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。
ページ	28 - 4	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>適用件数</td> <td>104,100 件</td> <td>減収額</td> <td>11,023 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>適用件数</td> <td>96,761 件</td> <td>減収額</td> <td>19,786 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>適用件数</td> <td>309 件</td> <td>減収額</td> <td>18,353 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>適用件数</td> <td>343 件 (推計)</td> <td>減収額</td> <td>8,561 百万円 (推計)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>適用件数</td> <td>464 件 (推計)</td> <td>減収額</td> <td>2,153 百万円 (推計)</td> </tr> </table> <p><推計方法> 太陽光発電設備については、平成 30 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。その他の電源については、再エネ特別措置法の認定を受けて平成 30 年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。 減収額について、平成 29 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値より記載。 なお、上記の適用件数のうち、平成 27 年度までは再エネ特別措置法の認定を受ける太陽光発電設備も対象であり、全体の件数の 9 割超を占めていたが、平成 28 年からは太陽光発電の要件として、再エネ特別措置法の認定外かつ補助金交付設備であることが加わったため、適用件数の見込みが前年の約 1 割超となっている。</p>	平成 27 年度	適用件数	104,100 件	減収額	11,023 百万円	平成 28 年度	適用件数	96,761 件	減収額	19,786 百万円	平成 29 年度	適用件数	309 件	減収額	18,353 百万円	平成 30 年度	適用件数	343 件 (推計)	減収額	8,561 百万円 (推計)	令和元年度	適用件数	464 件 (推計)	減収額	2,153 百万円 (推計)
平成 27 年度	適用件数	104,100 件	減収額	11,023 百万円																						
平成 28 年度	適用件数	96,761 件	減収額	19,786 百万円																						
平成 29 年度	適用件数	309 件	減収額	18,353 百万円																						
平成 30 年度	適用件数	343 件 (推計)	減収額	8,561 百万円 (推計)																						
令和元年度	適用件数	464 件 (推計)	減収額	2,153 百万円 (推計)																						
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【平成 29 年度】 適用総額 : 1,310,925 百万円 減収額 : 18,353 百万円</p>																									
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、平成 31 年 3 月末までで累計 4,781 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 平成 27 年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定設備について、全体の約 7 割が特例措置を活用したと回答している。このことから、FIT 制度開始以降の導入量 4,781 万 kW のうち、本措置の対象設備導入量は 2,655 万 kW であり、約 1,859 万 kW において本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p>																									
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月） 2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p>																									

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>再生可能エネルギーは、再エネ特別措置法を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある</p> <p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標：2030年度に22～24%) (出典：総合エネルギー統計(確報値)) ※ () 内は水力を除く数値</p> <p>2013年度 10.9% (3.5%) 2014年度 12.5% (4.6%) 2015年度 14.3% (5.9%) 2016年度 14.6% (7.0%) 2017年度 16.0% (8.1%)</p> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在16.0% (水力を除いて8.1%)。一方、令和元年度の再エネ特別措置法における買取費用総額は3.6兆円、賦課金総額は2.4兆円であり、再エネ比率+6% (2017年度) に約2兆円/年の賦課金を投じてきたこととなる。今後、エネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの割合を実現するためには+8%を+約1兆円/年で実現しなければならず、目標達成のためには、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成21年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成24年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成26年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成28年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。</p> <p>平成30年度 適用期限を2年延長し、5電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減</p>
<p>ページ</p>	<p>28-6</p>